

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

静岡県知事 鈴木康友

### 静岡県規則第55号

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年静岡県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p><b>第6条の2</b> 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p><b>第6条の2</b> 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合<u>若しくは留置施設に留置されている場合</u>若しくは拘留の刑の執行を受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

- この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。
- 刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合又は留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている場合に係る改正後の第6条の2第1号の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の執行はそれぞれ拘禁刑の執行と、旧拘留の刑の執行は拘留の刑の執行とみなす。